

## 指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和3年4月改訂)

&lt;サービス提供時間 4～5時間&gt;

(久保の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) × 10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) × 3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要支援1	利用料金	4,960	180	400	576	172	6,288
	利用者負担金(1割)	496	18	40	58	17	629
	利用者負担金(2割)	992	36	80	115	34	1,258
	利用者負担金(3割)	1,488	54	120	173	52	1,886
要支援2	利用料金	5,500	180	400	632	188	6,901
	利用者負担金(1割)	550	18	40	63	19	690
	利用者負担金(2割)	1,100	36	80	126	38	1,380
	利用者負担金(3割)	1,650	54	120	190	57	2,070

※網掛けの列の単位が変更・追加となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。
9. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から3月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。
10. 令和3年4月より科学的介護推進体制加算(40単位/月)を算定いたします。令和3年10月よりADL維持等加算(30・60単位/月)を算定予定です。上記同様合計単位数に処遇改善加算及び特定処遇改善加算が加算されます。

## 指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和3年4月改訂)

&lt;サービス提供時間 5～6時間&gt;

(久保の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) × 10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) × 3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要支援1	利用料金	7,400	180	400	830	247	9,057
	利用者負担金(1割)	740	18	40	83	25	906
	利用者負担金(2割)	1,480	36	80	166	49	1,811
	利用者負担金(3割)	2,220	54	120	249	74	2,717
要支援2	利用料金	8,260	180	400	919	274	10,033
	利用者負担金(1割)	826	18	40	92	27	1,003
	利用者負担金(2割)	1,652	36	80	184	55	2,007
	利用者負担金(3割)	2,478	54	120	276	82	3,010

※網掛けの列の単位が変更・追加となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。
9. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から3月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。
10. 令和3年4月より科学的介護推進体制加算(40単位/月)を算定いたします。令和3年10月よりADL維持等加算(30・60単位/月)を算定予定です。上記同様合計単位数に処遇改善加算及び特定処遇改善加算が加算されます。

## 指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和3年4月改訂)

&lt;サービス提供時間 6～7時間&gt;

(久保の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) × 10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) × 3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要支援1	利用料金	7,590	180	400	850	253	9,273
	利用者負担金(1割)	759	18	40	85	25	927
	利用者負担金(2割)	1,518	36	80	170	51	1,855
	利用者負担金(3割)	2,277	54	120	255	76	2,782
要支援2	利用料金	8,490	180	400	943	281	10,294
	利用者負担金(1割)	849	18	40	94	28	1,029
	利用者負担金(2割)	1,698	36	80	189	56	2,059
	利用者負担金(3割)	2,547	54	120	283	84	3,088

※網掛けの列の単位が変更・追加となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。
9. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から3月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。
10. 令和3年4月より科学的介護推進体制加算(40単位/月)を算定いたします。令和3年10月よりADL維持等加算(30・60単位/月)を算定予定です。上記同様合計単位数に処遇改善加算及び特定処遇改善加算が加算されます。